

これから

27 両立支援等助成金

育児休業取得者が出る事業主の皆様

中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）
の利用を考えてみませんか？

① 「育休復帰支援プランコース」とはどのような助成金ですか？

中小企業事業主が、育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者が育児休業を取得した場合（育休取得時）、職場復帰した場合（職場復帰時※）に支給される助成金です。※ 育休取得時と同一の育児休業者である場合に限りです。



② 「会社には今迄に何人も育児休業者がいたし、継続就業支援コースの支給も受けているけど…」

会社で初めての育児休業取得者である必要はありません。今までに継続就業支援コースの支給決定を受けている場合であっても支給申請可能です。

※ 職場復帰時の場合、期間雇用者継続就業支援コースとの併給はできません。

③ 育休復帰支援プラン・育休復帰プランナーとは何ですか？

育休復帰支援プランとは、育休復帰プランナーの支援を受け、労働者の円滑な育児休業の取得と職場復帰を支援するために、事業主が作成するプランです。

育休復帰プランナーとは、厚生労働省が委託する事業者の委嘱を受け、事業主が育休復帰支援プランを作成する際に、無料で相談対応やアドバイスをする者です。

④ 支給額はいくらですか？

育休取得時 30万円、職場復帰時 30万円です。



⑤ 労働者から妊娠したという報告もあったことだし※、早速申請を考えよう。まずは何をすべきですか？

※男性の育休取得者も対象です。

育児休業取得予定者と出産予定日、産前・産後休業期間、育児休業期間などについて話し合います。その後、育休復帰プランナーに支援を申し込みましょう。スケジュールは裏面をご参照下さい。

両立支援等助成金の詳細や支給申請については、下記まで

奈良労働局雇用均等室 電話 0742-32-0210

助成金担当専門の雇用均等相談員をご活用ください。

〈支給申請までのスケジュール〉

- ① 労働者から、本人又は配偶者が妊娠した旨の相談を受けます。
- ② 育児休業取得予定者とその上司又は人事労務担当者が面談（出産予定日、産前・産後休業、育児休業取得期間等の確認）をし、結果について記録します。
- ③ 育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援する措置を実施する旨を、申請予定の労働者が育児休業（産後休業に引き続き育児休業をする場合には、産後休業）を開始する日までに規定し、労働者へ周知します。
- ④ 育休復帰プランナーにプランの作成支援を依頼、支援を受けプランを作成します。
- ⑤ **依頼先** 平成27年度は(株)パソナ 育休復帰支援プロジェクト支援事務局に申し込みます。

<http://www.iku-pla.pasona.co.jp/> TEL : 03-5542-1740

- ⑤ 作成したプランに基づき、業務の引き継ぎを実施します。
※ ②、④及び⑤は産前休業を取得する場合、その前に実施している必要があります。

産前休業取得開始



子の出生



産後休業取得開始



育児休業取得開始



- ⑥ 育児休業（産後休業後、引き続き育児休業を取得する場合、産後休業）開始日から3か月を経過する日の翌日から2か月以内に支給申請をします。

※以下は（職場復帰時）を申請する場合

- ⑦ 育休復帰支援プランに基づき、職場に関する情報・資料の提供を実施します。
- ⑧ 育児休業者の職場復帰前（終了予定日の概ね2か月前）に面談し、結果を記録します。
育児休業終了・原職復帰
- ⑨ 育児休業者の職場復帰後（終了日の概ね2か月後）に面談し、結果を記録します。
- ⑩ 育児休業終了日の翌日から6か月を経過する日の翌日から2か月以内に支給申請をします（職場復帰時）。

上記以外に、

- ・ 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業の制度及び育児のための短時間勤務制度について、労働協約又は就業規則に規定している。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ている。また、その一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知している。

こと等、他にも要件があります。